

令和3年度自治体PPP/PFI推進センター支援業務

企画募集要領

1 実施趣旨

一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)では、地方自治体におけるPFI事業の円滑な推進に資することを目的に、PFI事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報交換の場等として、平成14年度に「自治体PPP/PFI推進センター」(以下「推進センター」という。)の前身である「自治体PFI推進センター」を設立している(平成28年度に改称)。

平成29年度からは、PPP手法の1つである「指定管理者制度」及び「外部委託・包括民間委託等」について調査研究を行ってきた「公民連携実務研究会」を推進センターに内含し、「PPP/PFI推進部会」と「公民連携実務研究部会」を設置している。

令和3年度からはこの両部会を「調査研究部会」に統合する。

各部会での調査研究結果を、自治体PPP/PFI推進センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に報告するとともに、全国の自治体に対し公表することとしている。

については、推進センターに関する業務を支援し、係る報告書を作成することができる、PPP/PFIに関する調査研究業務に実績のある事業者を募集する。

<参考>自治体PPP/PFI推進センターの活動内容

自治事務次官通知(H12.3.29)抜粋

・・・(財)地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので適宜活用を図ること。さらに、同財団において自治体PFI推進センターが設置されているので、地方公共団体の意見交換及び情報の共有の場としてあわせて活用を図ること。

2 業務の内容

- (1) 業務名 令和3年度自治体PPP/PFI推進センター支援業務
- (2) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和4年3月11日まで
- (3) 業務目的

国では、経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)、PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年度改訂版)(令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定)等を踏まえ、公民連携事業の推進を行っているところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進することについて言及されている。

本業務は、このような背景を踏まえ、地域の課題解決や活性化に寄与するために、PPP/PFIだけでなく多様な公民連携のあり方に係る情報を広く収集し、その内容を全国に発信することを目的とする。

(4) 業務内容

1) 「令和3年度自治体PPP/PFI推進センター運営委員会」の開催・運営支援

「令和3年度自治体PPP/PFI推進センター運営委員会」の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、運営委員会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、運営委員会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、運営委員会は1回開催する予定である。

【委員会開催イメージ】

6月頃 前年度の調査研究結果の報告及び今年度の推進センターの運営方針について

2) 「調査研究部会」に係る調査研究の実施と開催・運営支援

①調査研究の実施

テーマ「コロナ禍における公民連携の取組み」

【研究の背景と目的】

日本が現在直面している未曾有の危機である新型コロナ感染症に対し、公民が連携して取り組み、効果を上げている例を取り上げ他の自治体の一助としたい。そこで令和3年度は「コロナ禍における公民連携の取組み」というテーマで調査する。

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域においては、交流人口の激減など大きな影響が及ぶ一方でテレワークの普及や人々の意識、価値観の多様化など新たな可能性も生まれている。

コロナ禍において自治体は創意工夫をこらした感染症対策を行いつつ施策を行っているが十分に地域課題が解決されているとは言い難い。人々の価値観が経済だけでなく環境、社会も重視する方向にシフトしている現状をふまえ、多様な地域の価値や豊かさに目を向けることも重要である。

以上のことから、令和3年度調査研究部会では、コロナ禍において公民連携により地域ごとの強みや特徴を活かした自治体の取組みで、地域課題解決に効果を上げている事例を抽出し、ポイントを整理する。

【調査・整理のイメージ】

○調査対象事例の抽出

- ・コロナ禍にあって、公民が連携することにより、地域課題解決に効果を上げている取組みやアフターコロナを見据えて効果が見込まれる取組みを対象に文献調査等を実施し、調査対象事例を抽出する。

<抽出対象>

- ・自治体と民間事業者が連携している。

- ・コロナ禍にあって地域課題解決に向けて効果を上げている取組み
- ・アフターコロナを見据えて地域課題解決に効果が見込まれる取組み
- ・ウィズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式に対応した取組み

○ヒアリング調査の実施

- ・選定事例について、自治体や民間事業者等にヒアリングを実施する。
(背景・経緯、事業概要、事業によるメリット・課題 等)

○ポイントの整理

- ・全国自治体の参考資料とできるよう、公民連携の観点から、活用している地域資源、人材育成・活用方法、自治体と民間事業者の役割など取組みのポイントを整理する。

②調査研究部会の開催・運営支援

調査研究部会の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、当研究部会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。なお、当研究部会は3回開催する予定である。

③調査研究部会に係る費用

調査研究部会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費（お茶、資料印刷など）、諸謝金の支出を行う。また、ヒアリング調査時に視察料、手土産代などが必要となった場合は原則として応募者の支出とする。

【調査研究部会開催イメージ】

- 第1回（7月頃） 今年度の調査研究テーマについて
- 第2回（11月頃） 調査研究の中間報告について
- 第3回（2月頃） 調査研究結果のとりまとめについて

4)「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」の運営支援

「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」の「ニュース」及び「PFI情報」の更新を行う。

また、PFIハンドブックの更新を行い、市町村が「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」で閲覧し活用できるようなコンテンツを作成する。

5)「PPP/PFI相談窓口」の運営支援

「PPP/PFI相談窓口」に寄せられた相談に対し、相談内容の整理を行うとともに、財団が求めた場合は回答案を作成する。

なお、「PPP/PFI相談窓口」には、公民連携に係る幅広い相談が寄せられるので留意のこと。

6)「成果報告書」の取りまとめ

部会での調査研究結果を整理した「コロナ禍における公民連携の取組み 報告書」(以下「成果報告書」という。)を作成する。

(それぞれの部会で実施した調査研究の内容、課題、論点、まとめの整理など)

【留意事項】

- 委員の人数については、以下のとおりを想定している。
 - ・自治体PPP/PFI推進センター運営委員会委員 14名程度
 - ・調査研究部会 10名程度

合計 24名程度
- 推進センター運営委員会及び部会は、財団会議室またはオンラインにて開催する。
- 5)「PPP/PFI相談窓口」に寄せられた相談のうち、専門的な内容の場合に回答案の作成を行う(年間10回程度を想定)。
- 「成果報告書」の印刷部数は70部(A4判、単色(一部カラー)刷製本)とし、上記内容を記録した電子データを提出すること。

3 提案限度価格

9,460,000円(税込み)

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県のいずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁(国の全ての機関)から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月14日(水) ※当日必着

持参の場合は、午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- 1) 業務実績一覧
- 2) 担当者経験一覧
- 3) 会社概要(会社パンフレット代用可)
- 4) 企画提案書(様式自由)

- 5) 業務従事者動員計画（様式自由）
 - 6) 見積書（様式自由、算出根拠を記載すること）
- (3) 応募方法
持参又は簡易書留で郵送すること。（電子メール、ファックスは不可）
- (4) 提出先及び問い合わせ先
一般財団法人地域総合整備財団 開発振興部開発振興課 石川
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階
Tel: 03-3263-5758
E-mail: kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

6 選考方法

(1) 選考

財団開発振興部開発振興課で選考を行う。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。

（カッコ内は得点の配分）

1) 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。（計30点）

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

①当該事業の目的を適切に把握しており、各部会における調査研究テーマに対する問題意識が当該事業と合致する。（10点）

②「運営委員会」「部会」の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。（10点）

③作業内容とスケジュールが適切である。（10点）

2) 本事業の実施に充分な能力及び体制を有すること。（計30点）

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか、また、開発振興部開発振興課との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

①担当者が部会の調査研究テーマに関する充分な専門性を有している。（10点）

②担当者が類似事業に関する充分な実績を有している。（10点）

③業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。（10点）

3) 見積価格が適正であること。（30点）

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点（30点）とし、2位以下の者の得点は1位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第1位までを求める。

$$\text{見積価格の得点} = 30 \text{点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})$$

4) その他特に優れた点があること。（10点）

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

1) 時期

令和3年4月下旬

2) 方法

応募者全員に文書で通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却しない。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

一般財団法人地域総合整備財団